

介護サービス利用料等の医療費控除

介護保険の利用者負担は所得税の確定申告を行うと、医療費控除の対象になる場合があります。申告には領収証が必要です。

●施設サービス利用者の自己負担額

- 介護老人保健施設……………介護サービス利用料、食費、居住費の自己負担額
- 介護老人福祉施設……………介護サービス利用料、食費、居住費の自己負担額の2分の1（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を含む）
- 介護医療院……………介護サービス利用料、食費、居住費の自己負担額

医療費控除の対象とならない費用

- 介護保険施設における日常生活費、理美容代等の特別なサービス費用
- 利用者の特別な希望に基づく食費、居住費

●在宅サービス利用者等の自己負担額

- 医療系サービス……………介護サービス利用料(短期入所療養介護は食費、滞在費も対象)の自己負担額
訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護など
- 福祉系サービス……………介護サービス利用料の自己負担額
訪問介護(生活援助が中心のサービスは除く)、訪問入浴介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、総合事業の介護予防型訪問サービス(生活援助が中心のサービスは除く)、介護予防型通所サービス、短時間型通所サービスなど

※福祉系サービスは、居宅サービス計画(ケアプラン)に組み入れている場合で、医療系サービス(医療保険の訪問看護を含む)と併せて利用した場合のみ控除の対象となります。

医療費控除の対象とならない費用

- 生活援助が中心の訪問介護のサービス利用料
- 通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、総合事業の介護予防型通所サービス、短時間型通所サービスにおける食費、滞在費、日常生活費等
- 短期入所療養介護における利用者の特別な希望に基づく食費、滞在費

●介護福祉士等による喀痰吸引等が行われたとき

本来医療費控除の対象とならない介護サービスであっても、介護福祉士による喀痰吸引・経管栄養が行われたときは、当該居宅サービス等にかかる自己負担額の10分の1が医療費控除の対象になります。

●おむつ代の医療費控除を受ける際の「確認書」の交付

傷病によりおむつを6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は、医療費控除の対象となります。

確定申告には、おむつ代の領収証とともに、「寝たきり状態であること」「治療上おむつの使用が必要であること」について医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

なお、要介護認定を受けておられ、おむつを使用している場合で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師の証明に代わる「確認書」を、お住まいの区役所の介護保険担当で交付できる場合がありますのでお問い合わせください。

税の「障がい者控除」等が受けられる場合があります

身体障がい者手帳などの交付を受けていない方でも、65歳以上で、ねたきり高齢者または認知症高齢者の方は、その程度が身体障がい者手帳などの交付基準に準ずる場合は、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。認定書を提示し、所得税や個人市・府民税の申告をすることにより「障がい者控除」の適用を受けることができます。

詳しくは、お住まいの区役所の保健福祉課までお問い合わせください。